

問寒別へき地保育所

- ・定員：30名
- ・対象児童：小学校入学前の児童（但し、2歳未満の児童を除く）
- ・入所事由：保護者の就労等により家庭で保育できない場合
3歳以上児については集団生活の経験をさせたい等の場合
- ・保育時間：月曜日～金曜日（8時00分～15時30分）
（延長を希望される方は17時15分まで）
- ・休所日：土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始



入所申込み

認定こども園と同じ様式になります。様式は問寒別へき地保育所に来所して入手いただくか、幌延町ホームページから印刷してご使用ください。

支給認定申請書兼現況届出書に就労等の証明書類を添えて、問寒別へき地保育所に提出してください。

●問寒別へき地保育所の保育料についてお知らせします●

- ・保育料は町民税の所得割額を基に階層区分が設定されます。
- なお、平成28年4月分から8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。

問寒別へき地保育所 保育料徴収基準額表

| 各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 | | | 徴収基準額 (月額) 円 | |
|---------------------------|---|---|-------------------------|--------|
| 階層区分 | 定 | 義 | | |
| A | 生活保護法による被保護世帯 | | 0 | |
| B | A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯 | | 2,500 | |
| C | 1 | A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの | 48,600円未満 | 6,600 |
| | 2 | | 48,600円以上 97,000円未満 | 10,500 |
| | 3 | | 97,000円以上 169,000円未満 | 11,300 |
| | 4 | | 169,000円以上 | 12,900 |

●多子軽減について●

- ・問寒別へき地保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額になります。

※保育料は幌延町のホームページからもご覧いただけます。

認定こども園、問寒別へき地保育所についての問い合わせ先

認定こども園（電話5-1254）

役場町民課 保健福祉グループ（電話5-1115 告知端末機5-8815）